

人権問題啓発誌

第17号

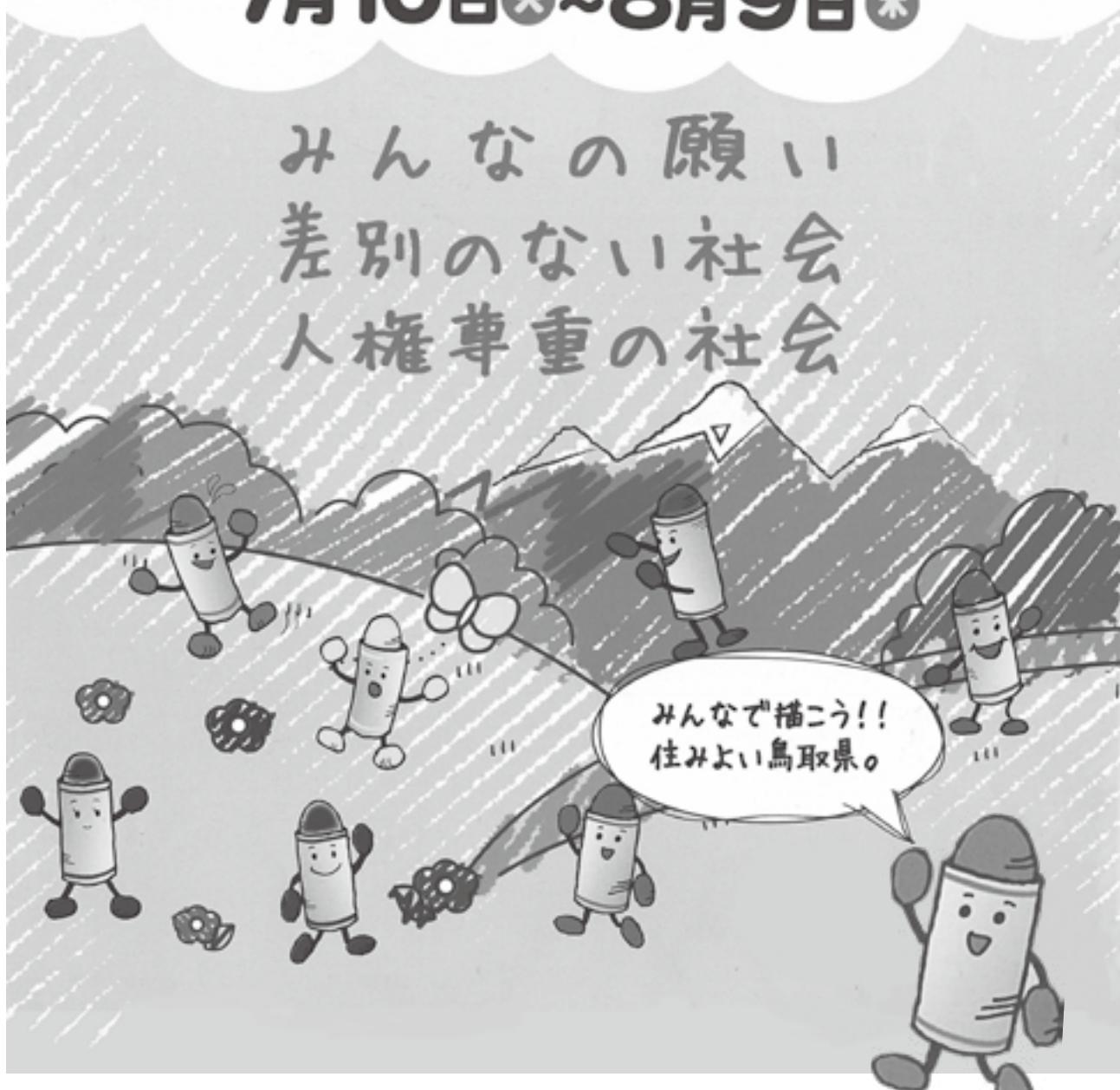
心ゆたかに

一部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために—

2012年(平成24年)8月1日 米子市人権政策局人権政策課 TEL(0859)23-5415

部落解放月間 7月10日火~8月9日木

みんなの願い
差別のない社会
人権尊重の社会



(鳥取県部落解放月間ポスターから)

中学校生徒の作文から

自分からスタート！

中学校一年生

僕は、友達とたまに人権学習のことについて話しています。その会話の中で、「人権学習って意味ないよね。」という言葉がよく出できます。「なんで？」と僕が聞くと、「だつてさあ、人権学習しても、みんな影で悪口言つてるし、差別とかなくなつてないじやん。」

と友達は言つていました。確かに、僕もそう思うところはあります。みんな人権学習をして、命の大切さとか、差別はどうしていけないかとかを学習していく頭の中では分かつているはずなのに、なぜ差別はなくならないのだろう、と思つていました。

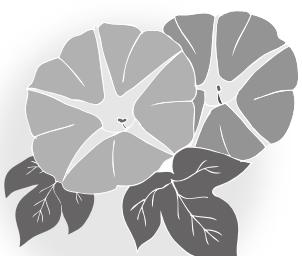
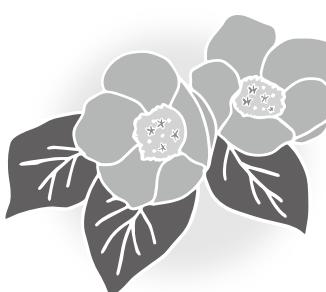
そんなことを考えていると、ふと小学校のときにやつた人権学習のことを思い出しました。ハンセン病、エイズ、部落差別。あの話は感動したなあ、などと、いろいろなことを考えていると、頭の中に一つの疑問が浮かびました。「僕は、そのときどんな気持ちで学習していたのだろうか。」と。

あの時、僕は「特定の人と会ったときに差別をしないため」とか、「いじめを受けている人がいたら止める」という心で学習していました

と思います。でも、今考えるとそういう方では、たとえいろんな人の話を聞いても、「ふーん、でも私には関係ないし。」とか「そういう場面に出会わなかつたら大丈夫だろう。」とか「他の人がどうにかしてくれるでしよう。」というような認識で終わつてしまい、学習後も軽い気持ちで悪口を言うだろうし、差別をする心を本当になくすことなど決してできないと思います。

人権学習とは、「何かがあつたからこうする」というような、状況に対応し、誰かを変えていく学習なのではなく、自分の心・意識・そして在り方について考え、自分自身を見つめる学習なのだと思います。だから、僕は、そのことを伝えるために、まず、自分の行動一つ一つについてよく考え、「あの言葉はよくなかったな。」とか、「こうすればよかつたのかな。」というように、自分自身をしつかり見つめていきたいと思います。そして、そのことをみんなに自分で実践して伝えていきたいと思います。

「まず、自分からスタートしよう！」



私と部落差別

中学校三年生

「私は同和地区に住んでいます。」

そうみんなに伝えたときのことを、今でもはつきりと覚えています。

あの時は、みんなが私の言つたことをどう受けとめるのか、大きな不安を抱えながら言いました。みんなの反応がすごく怖かったです。

でも、実際は、みんなが私にとても温かく、力強い言葉を返してくれました。あのときは本当にうれしかったです。ともに部落差別と闘う仲間ができ、私も頑張らなければと思いました。

しかし、学習会などで更に深く学習していくうちに、不安になつていくことがありました。自分もこれから部落差別を受けるかもしれない、ということを実感したからです。学習会のとき、私は今の部落差別の現状について、ある方から聞きました。その方の話では、実際、今残っている部落差別で多いのは結婚差別ということでした。その方の友だちで、同和地区出身のある人は、結婚したけれど、姑から同和地区出身というだけで良く思われていなかつたそうです。そして、こういうケースは今でもたくさんあるということです。資料やビデオなどで聞くより、一言一言が私の心に重くひびきました。そして、私はこれからいつ差別を受けてもおかしくないということを初めて実感しました。同時に恐怖心が私の中で生まれてきました。もし結婚するときなどに差別を受けたら、私はどうするんだろう、ちゃんと闘えるのかと思い、不安が大きかつたです。

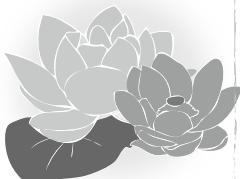
でも、ある時に気づいたことがあります。私にはたくさんの仲間がいることです。学習会のメンバー、同学年のみんながいることを思い出しました。もし差別にあつても、一人で闘うのではなく、仲間に助け

てもらうことができることに気づき、すごく気持ちが楽になりました。もし困つて、どうすればよいのか分からなくなつたときは、仲間に相談することができます。私にとって、仲間がいることは、とても心強いことです。

私は今、この同和地区に生まれたことを誇りに思っています。もちろん、それで差別を受けたくはありません。また、今も「これから」に不安はあります。それよりもこの町に生まれたから得たものがとても大きいものだからです。同和地区に生まれたことで学習会に入り、たくさんのこと学び、人権意識を高めることができました。きっと、学習会に入つていなければ、私の人権意識はもつと低かつたと思います。

また、ここに生まれたからこそできること、しなければならないこともあります。きっと、私よりもっと上の年代の方などで、部落差別についてよく知らない人はたくさんいます。だから、その人たちに、私はきちんと説明し、部落差別はおかしいと訴えなければならぬし、私はこの差別と一生闘い続けなければなりません。また、私がいることでみんなも部落差別は人事ではなく、もつと身近なものだと感じてくれていると思います。

私はこれから、部落差別、その他の差別で、小さいことからでも、なくなるように努めていきたいです。例えば、学校でも、自分がおかしいと感じたことは、相手におかしいと言うつもりです。それは、みんなを信じていてるからです。大切な仲間だからです。私はこれから何かつらいこともあるかもしれません。でも、絶対に差別に負けず、弱い自分に負けず、闘い続けます。



7月10日から8月9日までは、 「鳥取県部落解放月間」です。

部落解放月間は、「同和対策事業特別措置法」が施行された1969年(昭和44年)7月10日を記念し、鳥取県が、同和問題の一日も早い解決のために、翌年の1970年(昭和45年)に定めました。

この期間中は、県民の皆さんに同和問題を正しく理解し、認識していただくように、県や市町村などがさまざまなイベントによる啓発活動をしています。

私たちは一人ひとり、姿・考え方・能力などに違いがありますが、お互いにかけがえのない存在である人間として尊重され、幸せに生きたいという願いを持っており、日本国憲法において、「侵すことのできない基本的人権」として、すべての国民に保障されています。

みんなが偏見や世間體などが差別を温存させていることに気づき、人間としてお互いの人格を尊重していくことが、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消につながることを、今一度、この機会に自分の問題として考えていきましょう。

第37回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会 ～人権尊重社会の実現に向けて研究と実践を交流しよう～

「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」は、1974年(昭和49年)に部落問題の解決を全県民の力で成し遂げようとの願いから始まり、回を重ねる中で、部落問題をはじめさまざまな人権問題に気づき解決しようとする、広がりと深まりを持った集会へと発展してきました。

この研究集会は、生活の中にある具体的な問題や、県内の各地域の実践を持ち寄って交流し、さまざまな人権問題を、自らの問題として話し合いを深め、お互いの成果に学び合う場となっています。

日時・場所

8月8日(水) 9:00受付開始、10:00開会
とりぎん文化会館 梨花ホール
◎全体会(基調提案・特別報告)・講演・公演

8月9日(木) 9:00受付開始、9:45開会
とりぎん文化会館 小ホール ほか8会場
◎分科会

参加資料代

1,500円 (討議資料代・記録集代)

特別報告

「若年性認知症患者の 人権を考えるということ」

若年性認知症問題にとりくむ会「クローバー」
代表 藤田和子 さん

講演

「アイヌの歴史・文化について」

アイヌ文化振興・研究推進機構
文化活動アドバイザー 居壁 太 さん

公演

「両側から壁を越える

～大池中学校PTAおやじバンド 奮闘中～
大阪市立大池中学校PTAおやじバンド